

## 大里広域市町村圏組合意見公募手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この告示は、意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、組合の基本的な政策等の形成過程における住民参画の機会を広げるとともに、より透明性の高い行政運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 意見公募手続 組合の基本的な政策等の意思決定過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された住民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する組合の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 管理者及び監査委員をいう。

(3) 住民 次に掲げるものをいう。

ア 圏域内に住所を有する者

イ 圏域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体

ウ 圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 圏域内に存する学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 意見公募手続の対象となる組合の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 組合の総合的な構想及び計画又は個別の行政分野における基本的な方針及び計画の策定又は重要な変更

(2) 組合の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

(3) 住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例  
(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するものを除く。)の制定又は改廃

(4) 組合の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃

(5) その他実施機関が必要であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見公募手続の対象としない。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合

(2) 法令等に基づき意見聴取の手続を実施する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、意見公募手続を実施しないことについて合理的な理由があると認められる場合

(案等の公表)

第4条 実施機関は、意見公募手続を実施する場合は、政策等の案を決定する前の適切な時期に、当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公表に併せて政策等の案の説明に必要な資料を適宜作成し、これを公表するものとする。この場合において、当該資料は、住民が当該政策等の案について容易に理解することができるものとするように努めなければならない。

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットの利用その他実施機関が定める方法により行うものとする。

(意見の提出)

第5条 実施機関は、住民からの意見提出の利便を図るため、提出期間及び提出方法を、政策等の案を公表する際に明示するものとする。

2 意見の提出期間は、おおむね1月を目安として実施機関が定める。

3 意見の提出方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便又は信書便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (5) その他実施機関が定める方法

4 実施機関は、住民が意見を提出する際には、その住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先）を明らかにするよう求めるものとする。

（意見の取扱い）

第6条 実施機関は、住民から提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第3項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が大里広域市町村圏組合情報公開条例（平成14年条例第6号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報に該当する場合を除く。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する組合の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、意見公募手続に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に意思決定の過程にある政策等については、

この告示の規定は、適用しない。